

全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定

（目的）

第1条 この協定は、全国中央卸売市場協会に加盟する中央卸売市場を開設する都市で次に掲げる災害が発生し、災害を受けた都市（以下「被災都市」という。）の中央卸売市場開設者（以下「甲」という。）独自では生鮮食料品を被災都市の住民に十分供給できない場合において、災害を受けていない都市の中央卸売市場開設者（以下「乙」という。）が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、緊急・応急措置として、被災都市における生鮮食料品の確保を図るため、必要な事項を定めるものとする。

- （1） 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
- （2） 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1） 被災都市の住民に供給する生鮮食料品の提供
- （2） 被災都市の住民に供給する生鮮食料品の提供に係る搬送
- （3） 被災都市の住民に供給する生鮮食料品の提供に関し特に要請のあったもの

（応援要請の手続）

第3条 甲は、次に掲げる事項を明らかにして、第6条に定める連絡担当部局を通じ、ファクシミリまたは電子メール等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- （1） 前条第1号に掲げる応援を要請する場合においては、その品名及び数量
- （2） 前条第2号に掲げる応援を要請する場合においては、被害の状況に応じた有効な搬送手段
- （3） 被災都市に開設されている中央卸売市場が複数にわたる場合、応援を要する中央卸売市場の特定及び当該市場への経路
- （4） 応援の期間
- （5） 人的応援を要請する場合においては、宿泊施設の確保
- （6） 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（協定の遵守）

第4条 乙は、信義誠実の原則に則り、速やかに要請に応じ、その応援の実現に努めるものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、甲の負担とする。ただし、乙の自主的な応援に伴う経費は無償とする。

(連絡担当部局)

第6条 この協定を締結する中央卸売市場の開設者は、相互応援のための連絡担当部局を別に定め、災害が発生した時は、速やかに相互に連絡をとるものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項は別に定める。また、この協定に定めない事項は、この協定を締結する中央卸売市場の開設者が協議して決定する。

上記協定締結の証として本協定書47通を作成し、各中央卸売市場の開設者が記名押印の上、各々1通を保有する。

附 則

この協定は、平成20年9月1日から効力を生ずる。

札幌市長	上田 文雄	青森市長	佐々木 誠造
八戸市長	小林 真	盛岡市長	谷 藤 裕明
仙台市長	梅原 克彦	秋田市長	佐竹 敬久
山形市長	市川 昭男	福島市長	瀬戸 孝則
いわき市長	櫛田 一男	宇都宮市長	佐藤 栄一
さいたま市長	相川 宗一	千葉市長	鶴岡 啓一
船橋市長	藤代 孝七	東京都知事	石原 慎太郎
横浜市長	中田 宏	川崎市長	阿部 孝夫
甲府市長	宮島 雅展	静岡市長	小嶋 善吉
浜松市長	鈴木 康友	新潟市長	篠田 昭
富山市長	森 雅志	金沢市長	山出 保
福井市長	東村 新一	岐阜市長	細江 茂光
名古屋市長	松原 武久	京都市長	門川 大作
大阪府知事	橋下 徹	大阪市長	平松 邦夫
神戸市長	矢田 立郎	姫路市長	石見 利勝
奈良県知事	荒井 正吾	和歌山市長	大橋 建一
岡山市長	高谷 茂男	広島市長	秋葉 忠利
宇部市長	藤田 忠夫	徳島市長	原 秀樹
高松市長	大西 秀人	松山市長	中村 時広
高知市長	岡崎 誠也	北九州市長	北橋 健治
福岡市長	吉田 宏	久留米市長	江藤 守國
長崎市長	田上 富久	佐世保市長	朝長 則男
宮崎市長	津村 重光	鹿児島市長	森 博幸
沖縄県知事	仲井眞 弘多		